

第16章 交通規制・緊急輸送対策

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送道路の確保に努める等、総合的な緊急輸送を実施します。

第1節 災害時交通規制

災害時の交通の混乱を防止し、被災者の輸送応急対策に必要な機材、物資の輸送路の確保を図るため必要に応じ次の措置をとります。

第1 情報の収集と伝達

管内の道路状況を確実に把握するため、警察署、道路管理者等と緊密な連絡を図り、情報の収集を行うとともに、災害箇所又は交通に支障を及ぼす箇所を認知したときは、関係機関に通報します。また、市、警察署、関係機関の情報の共有化を図ります。

第2 交通の禁止、制限等

大震災発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

大震災発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応します。

(1) 被災地等への流入抑制

大震災が発生した直後においては、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図ります。

混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域（以下「通行禁止区域等」という。）を設定し、交通整理又は交通規制を行います。

(2) 緊急交通路確保のための交通規制

大震災が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

(3) 道路管理者等への通知

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行います。

(4) 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがある時は、道路管理者の協力を得て、必要に応

じて当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

(5) 交通規制の広報活動

道路規制に伴い、規制の区間と内容、期間、う回路など、警察・市所有車両による広報、ラジオ・テレビへの放送要請、立看板・横断幕・情報板の設置、警察官や市職員による広報等、必要に応じて積極的な広報活動を行い、混乱を最小限に防止するための措置をとります。

第3 運転者のとるべき措置

ア 避難のために車を使用しないこと。

イ 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

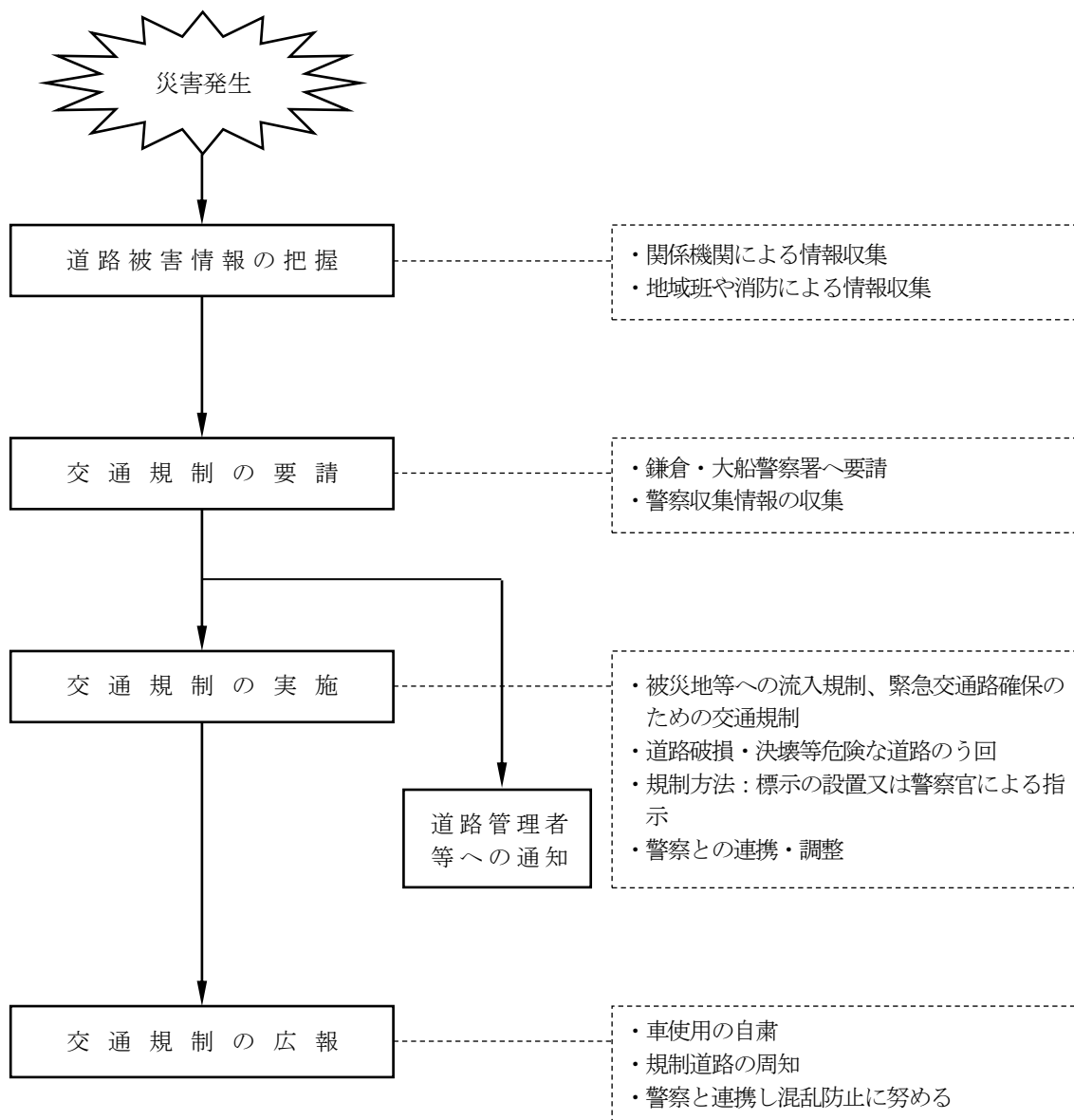
ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

エ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを停止し、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

オ 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

カ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

図 16-1 災害時交通規制の手順



第2節 緊急輸送

災害時応急活動に必要な人員、物資、器材等を迅速かつ確実に輸送し、災害対策の万全を期します。

第1 輸送計画の作成

災害発生直後、応急給水、物資、避難者、要援護者の輸送のために必要な車両等を調査するとともに、市所有車両や事業者等協力団体から供給可能な車両等の配備計画を作成します。

第2 輸送対象の想定

緊急通行（輸送）車両により輸送する対象は、被害の状況及び災害応急対策の進捗状況に応じ、おおむね下記のとおりとします。

1 第1段階（災害発生直後から2日目までの間）

- ア 救助、医療活動の従事者、医薬品等の物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の災害応急対策に必要な人員及び物資
- エ 医療機関に搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階（災害発生後3日目からおおむね1週間の間）

- ア 第1段階の続行
- イ 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- オ 災害応急対策活動等に必要な燃料

3 第3段階（災害発生後おおむね1週間以降）

- ア 第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第3 輸送手段の確保

市は、地域の現況に即した輸送手段を確保し、必要な車両等の確保が困難な時は県に対して要請又は調達・あっ旋を依頼します。

1 輸送車両等の調達

(1) 車両等調達先の確保

市所有車両だけで不足が生じた場合、市内業者や「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」等に基づき、車両を確保します。

(2) 県に対する調達・あっ旋依頼

必要な車両等の確保が困難な時は、市は、県に対して要請又は調達・あっ旋を依頼します。

(3) 燃料の確保

燃料の確保は、原則として市内業者に協力を求めます。

2 船艇

第三管区海上保安本部及び漁業協同組合を通じて協力を求めるほか、海上自衛隊の派遣は県知事を通じて要請します。

3 鉄道車両

鉄道機関に協力を要請します。

4 航空機（ヘリコプター）

市は、第三管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊の派遣は、県知事を通じて要請します。また、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図ります。

第4 応援要請の手続き

市が応援要請をするときは、業務の目的、積載内容、台数、期間、場所等を明らかにして行います。

第5 緊急通行（輸送）車両の確認手続

1 確認対象車両

(1) 緊急通行車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- オ 施設及び設備の応急の復旧
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- ク 緊急輸送の確保
- ケ その他災害の発生の防ぎよ、又は拡大防止のための措置

(2) 緊急輸送車両

- ア 消防、水防その他の応急措置
- イ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- ウ 施設及び設備の整備並びに点検
- エ 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持
- オ 緊急輸送の確保
- カ 地震が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するために必要な体制の整備
- キ その他地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置

2 緊急通行（輸送）車両の確認

災害対策基本法第76条第1項の規定する緊急通行車両であることの確認及び同法施行令（昭和37

年政令第288号) 第33条第2項に規定する標章・確認証明書の交付事務手続、並びに大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認、及び同法施行令(昭和53年政令第385号) 第12条第2項に規定する標章・確認証明書の交付事務手続は、県知事が行う車両を除き、県公安委員会が行います。

第6 車両以外の緊急輸送

1 ヘリコプターによる輸送

(1) 臨時離着陸場の確保

災害発生直後、市内の臨時離着陸場の状況を確認し、県、県警察、自衛隊等関係機関に報告します。

なお、避難者等が避難していた場合、十分な説明の上で適切な施設へ誘導します。必要に応じて警察官等の応援を要請します。

(2) ヘリコプターの確保

ヘリコプターによる負傷者の搬送、医薬品・救援物資の輸送の必要性が生じた場合は県、県警察、自衛隊、海上保安庁等関係団体にヘリコプターを要請します。

(3) ヘリコプターによる輸送の実施

ヘリコプターによる輸送を行う際、関係機関と緊密な連携のもとで行います。ヘリコプター離着陸の際、離着陸場に職員を派遣する等、周辺避難者や住民の安全を確保します。

2 船舶による輸送

(1) 港湾施設の状況把握

地震発生直後、港湾施設の状況を把握するとともに、災害対策本部に報告します。

(2) 船舶の確保

船舶による避難者や物資の輸送の必要性が生じた場合、災害対策本部は第三管区海上保安本部及び漁業協同組合を通じて協力を求めるほか、県知事を通じて海上自衛隊の派遣を要請します。

(3) 船舶による輸送の実施

船舶による輸送を行う際、関係機関と緊密な連携のもとで実施します。また、県指定の物資受入れの湘南港・市の腰越漁港に職員を派遣するほか、必要に応じて警察官の協力を要請するなど、避難者等安全に配慮します。

3 鉄道車両による輸送

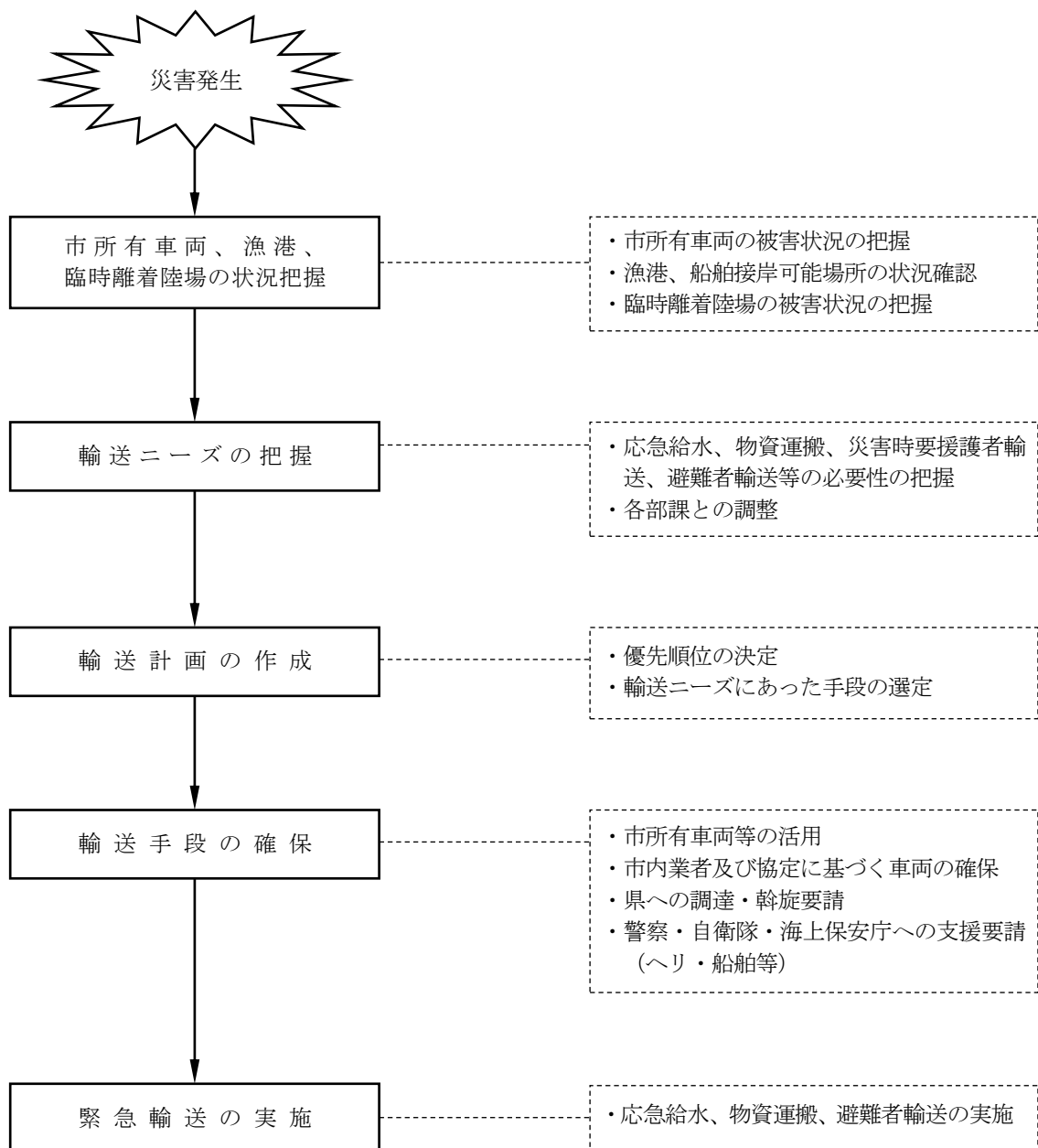
鉄道機関に協力を要請します。

◆資料5-11：災害時における自動車輸送の協力に関する協定

◆資料9-1：漁業協同組合別漁船一覧表

◆資料9-6：ヘリコプター臨時離着陸場一覧表

図 16-2 緊急輸送の手順



第3節 緊急道路啓開

第1 緊急啓開路線の選定

震災時、倒壊建物や看板、電柱等の障害物により交通障害が発生した場合、緊急車両の通行を確保するために、次に示す基準により緊急道路啓開路線を選定します。

1 緊急啓開路線の選定基準

- (1) 病院等主要公共施設や市役所、警察署、消防署等防災関係機関を結ぶ路線
- (2) 緊急輸送路
- (3) 主要な防災拠点に接続する路線
- (4) その他上記のルートを補完する路線

2 緊急啓開路線の優先順位

緊急啓開作業を行うにあたっては、市、警察署、自衛隊等防災関係機関がそれぞれ連絡を密にし、有機的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施します。

第2 緊急道路啓開の実施

1 道路啓開の実施主体

道路管理者は、被害状況をふまえて建設業者等の協力を得て、必要な緊急道路啓開を実施します。
なお、県管理の道路については、神奈川県県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て行います。

2 道路啓開の実施内容

各実施主体は、原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去し、緊急車両の走行に支障のない程度に道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧を行います。

第3 緊急啓開道路情報の伝達

1 防災関係機関相互の情報共有化

緊急道路啓開にあたっては、市、警察署、自衛隊等防災関係機関が相互に道路啓開に関する情報を共有化し、有機的かつ迅速に道路啓開を実施します。

2 道路啓開に関する広報

道路啓開に関する情報を速やかに報道機関等により市民へ広報を行います。

第4 道路障害物除去

道路管理者は、交通機能を確保するため、倒壊建物等の障害物を除却するときは、障害物の状況により、警察等関係機関と連携のうえ、所有者等への周知を図り実施します。

第5 道路啓開用資機材の調達

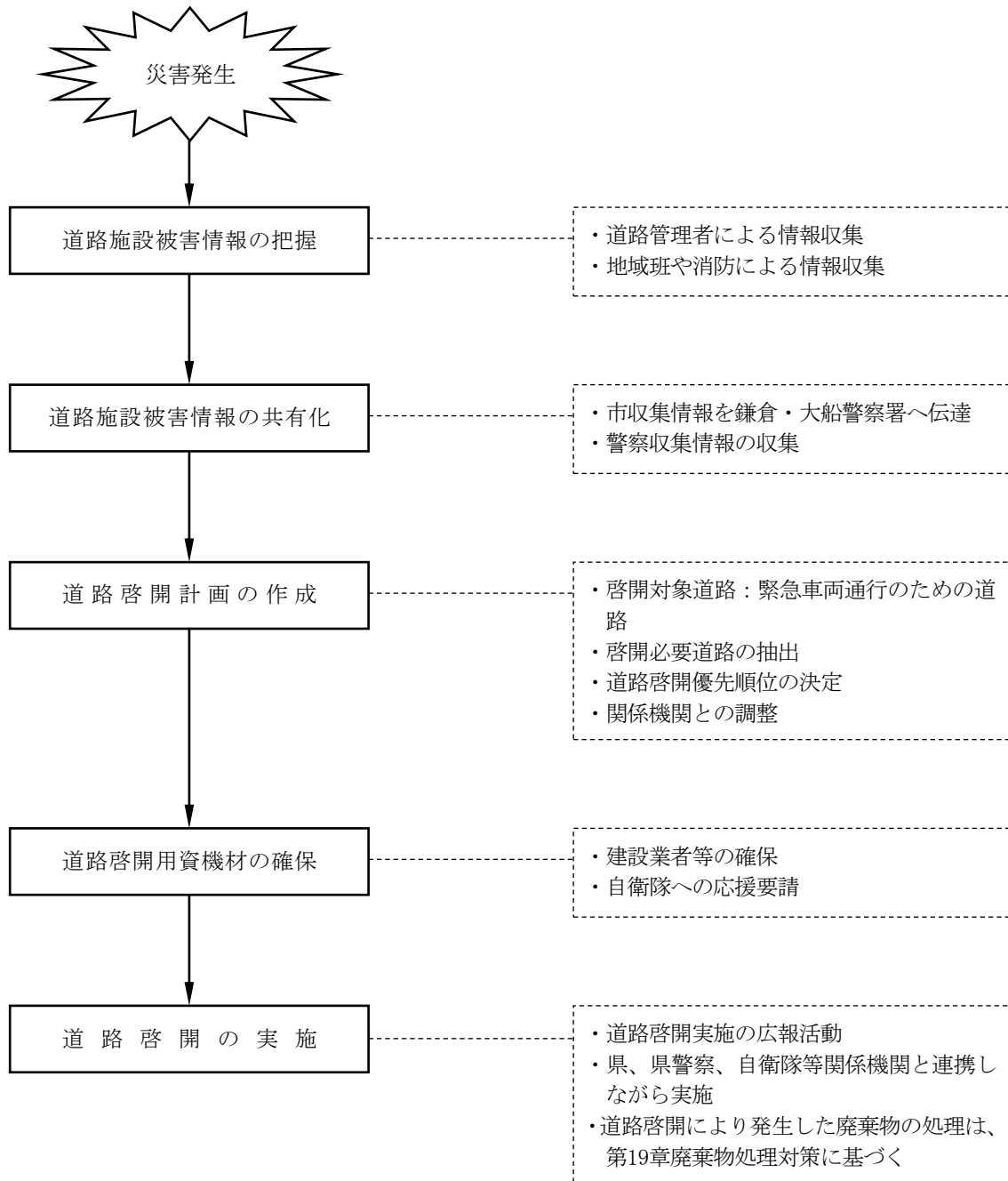
道路啓開に必要な資機材を確保するために、事前に業界団体の協力を得て、その状況を把握します。

なお、必要に応じて自衛隊等に対し資機材の支援を要請します。

第6 撤去物の処分

道路啓開により発生した撤去物の処理にあたっては、「第19章 廃棄物処理対策」に基づき処分します。

図 16-3 緊急道路啓開の手順



第4節 公共交通網の応急対策

第1 基本方針

東日本旅客鉄道(株)、湘南モノレール(株)、江ノ島電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)等の指定地方公共機関等は、別途次に掲げる応急対策により対応します。

第2 応急対策

- (1) 災害時の活動組織の編成
- (2) 初動措置
- (3) 鉄道等の緊急輸送対策
- (4) バスの緊急輸送対策
- (5) 災害時の通信、情報連絡体制
- (6) 旅客に対する避難誘導

第17章 警備・救助、環境管理対策

県警察は大規模災害発生に際しては、警備体制を早期に確立し、総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。また、市は関係機関と協力し、震災及び併発災害に伴う環境汚染の防止に努めます。

第1節 警備・救助対策の実施

第1 警備体制の確立

1 警備本部の設置

県警察は、大地震が発生した場合には、警察本部に県警備本部を、警察署に警察署警備本部を設置して、指揮体制を確立します。

2 警備部隊等の編成及び部隊運用

県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

第2 災害応急対策の実施

1 情報の収集・連絡

県警察は、災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡します。

2 救出救助活動

県警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災警察署等に出動させ、県、市及び防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施します。また、警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

3 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条第1項又は警察官職務執行法第4条第1項により、避難の指示又は避難の措置を講じます。

4 交通対策

県警察は、被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

5 防犯対策

県警察は、被災地における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に

乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めます。

6 ボランティア等との連携

警察署は、自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

7 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行います。

第3 海上における警備・救助対策

1 第三管区海上保安本部の応急対策

- (1) 津波警報等の情報を入手したときは、直ちに安全通報により航行中の船舶に周知するとともに、船艇・航空機による巡回により、釣り客等へ周知します。
- (2) 海難、人身事故等船艇、航空機、特殊救難隊による救助
- (3) 負傷者、避難者、物資等の輸送
- (4) 排出油の防除のための指導
- (5) 海上交通の制限、禁止等
- (6) 海上治安の維持、犯罪防止等

2 市の応急対策

災害対策本部は、海上の交通整理・確保、避難者の輸送、飲料水・食糧・物資等の輸送等必要と認めた場合、第三管区海上保安本部長に対し、協力を要請します。

第2節 被災地環境管理

市は、地震発生後環境省や県と協力し、震災に伴う大気汚染、水質汚濁等の環境汚染を防止するため、被災地における環境保全・管理対策を行います。

第1 対象とする環境汚染の種類等

対象とする環境汚染は、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動、放射能とします。

対象とする汚染物質は、環境基準項目、環境関連法令の規制対象物質及びその他工場等において製造、使用又は排出される有害物質とします。

第2 震災に伴う環境汚染対策に係る措置

- (1) 工場等に対する一般的措置
- (2) 環境汚染の状況に対応した保全対策の基本方針
- (3) 災害復旧に伴う環境保全
 - ア 家屋解体・撤去に伴う環境保全対策
 - イ 災害廃棄物処分に伴う環境保全対策
 - ウ 交通流動の変化に伴う自動車公害対策

第18章 ライフラインの応急復旧

災害発生後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用し、それぞれの施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに行います。

市は、これらの施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちにそれぞれの機関に通報するとともに、各機関から応急対策上の応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力します。

第1節 上水道施設

県営水道は、災害により上水道施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握するとともに、応急給水用飲料水の確保を実施します。さらに速やかに応急復旧を行い、上水道施設としての機能を維持します。

第1 市への通報等

上水道施設の被害状況、復旧予定等について速やかに市に通報し、また、各報道機関等を通じて広報します。

第2 上水道施設の応急復旧

1 要員の確保

企業庁兼倉水道営業所が定める計画に基づき、応急復旧要員の確保を図ります。

2 復旧資材の確保

復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両等により行います。

3 復旧計画の策定

被害調査に基づき、給水支障の全容を把握し、送・配水システムを考慮した復旧計画を定めます。

第2節 下水道施設

市の災害時における污水管きよ、終末処理場及びポンプ場施設（以下「下水道施設」という。）の復旧は、次の計画により実施します。

第1 実施機関

下水道施設の応急対策については、市が実施します。

第2 下水道施設応急対策

災害が発生した場合、被災状況の調査、施設の点検を実施し、排水・送水・処理機能に支障のあるものについては応急復旧を行うとともに、二次災害の防止措置を講じるため、現に発注している工事を即時中止させるなど適切な措置を講じます。

1 要員の確保

あらかじめ定められた計画に基づく、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、国、

県、他市町村及び土木・建設団体、処理施設運転管理業務受託者へ応援要請します。

2 応急対策用資機材等の確保

施設の実情に即して、応急対策用資機材及び自家発電設備用の燃料の確保に努めるとともに、土木・建設団体、プラントメーカー等に対し応援を求め実施します。

第3 復旧計画の策定

下水道施設について、次の事項等を基準として復旧計画を策定します。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

第4 広報

市は、施設の被害状況、復旧見込み等について広報を実施し、市民（利用者）の不安解消に努めます。

第5 その他

この計画の詳細は、「鎌倉市都市整備部地震災害時対策計画」によるものとします。

第3節 電力施設

東京電力(株)は、災害により電力施設に被害があった場合には、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持します。

第1 市民等への広報

感電事故及び電力火災等を防止するため、電力施設の被害状況、復旧予定等について広報車や防災行政用無線、報道機関を通じて広報します。

第2 危険予防措置

災害時においても電力供給は可能な限り継続しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じます。

第3 電力施設の応急復旧

1 復旧資材の確保

- (1) 各事業所においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保します。
- (2) 復旧資材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行います。
- (3) 災害時においては、復旧資機材置場としての用地を確保します。

2 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先するなど、あらかじめ定めたものによることを原則としますが、公共交通機関や道路等の被害状況並び

に設備復旧の難易度を勘案し、復旧効果の最も大きいものから行います。

第4節 都市ガス施設

第1 市民等への広報

東京ガス㈱は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行います。

第2 ガス施設の応急復旧

東京ガス㈱は、ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。また、復旧にあたっては、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施して被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行います。

第5節 電話（通信）施設

第1 電話（通信）施設の応急復旧対策

電話通信事業者は、災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事等の応急復旧対策を行います。

また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信の疎通が著しく困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への特設公衆電話の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出し等の応急措置を実施します。

第2 復旧順位

- (1) 特設公衆電話の臨時設置にあたっては、り災者の利用する避難所を優先します。
- (2) 災害復旧の実施にあたっては、原則として、治安、救援等を実施する最重要機関及び防災関係機関を優先します。